

新上五島町地域活性化推進協議会有料広告掲載取扱要綱

第1条（目的）

この要綱は、新上五島町地域活性化推進協議会（以下「協議会」という。）が自主財源を確保するため、広告媒体として利用可能なもの（以下「広告媒体」という。）に有料で掲載する広告の取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（広告掲載の対象）

広告掲載の対象となる広告媒体は、新上五島町ポータルサイト及び新上五島町SNSサイト（以下「新上五島町ポータルサイト等」という。）への掲載を目的とするもので、新上五島町地域活性化推進協議会長（以下「協議会長」という。）が認めたものとする。

第3条（掲載できる広告の範囲）

掲載できる広告は、次の各号に該当しないものとする。

- （1）風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- （2）政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- （3）公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
- （5）前各号に掲げるもののほか、協議会長が掲載する広告として適当でないと認めるもの

第4条（広告掲載の優先順位、位置、規格及び掲載料）

掲載する広告の優先順位、位置、規格及び掲載料は、それぞれの広告媒体ごとに別に定める。

第5条（広告掲載希望者の募集）

協議会長は、新上五島町ポータルサイト等により広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を公募するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、協議会長は、別に広告掲載の案内をすることができる。

第6条（広告掲載の申込み）

広告掲載希望者は、別に定める広告掲載申込書に次に掲げる書類を添付して、協議会長に申し込むものとする。

- ア. 広告の原稿または広告の内容の分かる書類
- イ. その他協議会長が必要と認める書類

- 2 協議会長は、前項アに掲げる書類の内容・デザイン等について、不相当と認める部分がある場合は、当該広告掲載希望者にその部分の修正を請求することができる。

第7条（広告掲載の決定）

協議会長は、前条の申込書を受理したときは、第3条の規定及び別に定める基準に基づき掲載の可否を決定し、その結果を速やかに広告掲載希望者に通知するものとする。

- 2 協議会長は、前項の決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

第8条（広告掲載料の納付）

広告掲載料は、協議会長が指定する期日までに納付するものとする。

第9条（広告掲載の取消し及び中止）

協議会長は、次の各号に該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- ア. 広告主が偽りその他不正な手段により広告掲載の決定を受けたとき。
 - イ. 広告主が指定期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
 - ウ. 第3条各号に該当することとなったとき。
 - エ. アからウまでに掲げるもののほか、協議会長が特に必要があると認めるとき。
- 2 協議会長は、広告媒体への広告掲載を実行した後、広告主の責に帰さない事由により掲載を継続することができない特別の支障が生じたときは、掲載を中止することができる。

第10条（広告掲載料の還付）

既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない事由により、広告が掲載されなかったときは、掲載料の一部または全部を還付することができる。

第11条（広告主の責任）

広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

第12条（損害賠償）

広告主は、広告の掲載に当たり、広告主がその責めに帰すべき事由により協議会に損害を与えたときは、それによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

第13条（委任）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会長が別に定める。

第14条（実施期日）

この要綱は、平成19年4月18日から実施する。

新上五島町地域活性化推進協議会バナー広告掲載取扱基準

第1条（目的）

この基準は、新上五島町地域活性化推進協議会有料広告掲載取扱要綱（平成19年4月18日実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき新上五島町ポータルサイト及び新上五島町SNSサイト（以下「ポータルサイト等」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

この基準において、バナー広告とは、ポータルサイト等から要綱第7条の規定に基づき広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が指定するホームページに直接移動させるための広告画像をいう。

第3条（管理者）

バナー広告の管理者は、新上五島町地域活性化推進協議会事務局（以下「管理者」という。）とし、次の事務を行うものとする。

- （1）バナー広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集に関すること。
- （2）バナー広告の掲載料に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、バナー広告の管理に関すること。

第4条（掲載位置等）

バナー広告は、ポータルサイト等のページ（関連サイトも含む。）内において、管理者が指定した位置及び枠に掲載するものとする。

2 広告主は、同じ画面上で同時に2以上の枠に広告を掲載することができない。

第5条（規格）

バナー広告の掲載数はポータルサイト等のページ（関連サイトも含む。）内でそれぞれ5枠とし、その規格は、次のとおりとする。

- （1）1枠の画像サイズは、縦40ピクセル、横176ピクセルとする。
ただし、商店街ECサイト内のページについては、縦40ピクセル、横166ピクセルとする。
- （2）ファイル形式は、GIF形式（アニメーションGIFを除く。）とする。

第6条（期間）

バナー広告の掲載は、月の初日から末日まで1ヶ月を単位とし、4月から翌年3月末までで広告掲載希望者が希望する期間とする。

第7条（掲載料）

バナー広告の掲載料は、1 枠月額 2,500 円とする。

第8条（広告掲載希望者の募集）

新上五島町地域活性化推進協議会長（以下「協議会長」という。）は、毎年2月に次年度4月からの広告掲載希望者を募集するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、バナー広告の掲載枠に余裕があるときは、協議会長は、随時広告掲載希望者を募集することができる。

第9条（広告掲載の申込み）

広告掲載希望者は、協議会長が指定する日までにバナー広告の掲載を申し込まなければならない。

第10条（広告掲載の優先順位）

要綱第3条各号に該当しないバナー広告にかかる広告掲載希望者が複数いる場合、広告掲載の優先順位は、地域ポータルサイトの性格上、新上五島町内からの広告掲載希望者に極力配慮するものとし、次の各号に掲げるところによる。

- （1）掲載希望期間の長い広告掲載希望者から順に枠上段から決定する。
- （2）掲載希望期間が同じ広告掲載希望者が複数いる場合は、枠上段から抽選により決定する。
- （3）掲載枠に空きができた場合は、順次上段に詰めるものとする。

第11条（広告主の届出義務等）

広告主は、ポータルサイト等へのバナー広告を変更しようとするときは、速やかに協議会長に届け出なければならない。バナー広告の掲載を中止しようとするときも同様とする。

2 広告主は、広告主が指定したホームページに事故、障害等が発生したときは、速やかに協議会長に連絡するとともに、その対応について管理者と協議しなければならない。

第12条（掲載の決定取消し及び中止）

協議会長は、要綱第9条に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合は、バナー広告の掲載の決定の取消しまたは中止をすることができる。

- ア. 広告主から前条第1項の規定によるバナー広告の掲載を中止する旨の届出があったとき。
- イ. 広告主が指定したホームページが閉鎖されたとき。
- ウ. ア及びイに掲げるもののほか、バナー広告の決定取消しまたは中止をする必要があると協議会長が認めたとき。

2 前項の規定によりバナー広告の掲載取消しまたは中止をしたときは、協議会長は、
広告主に通知するものとする。

第13条（委任）

この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

第14条（実施期日）

この基準は、平成19年4月18日から実施する。